水産流通適正化制度の概要について

（特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律）

特定水産動植物
R4.12.1～　アワビ・ナマコ
R7.12.1～　シラスウナギ（うなぎの稚魚・全長13cm以下）
R8.4.1～　太平洋クロマグロ

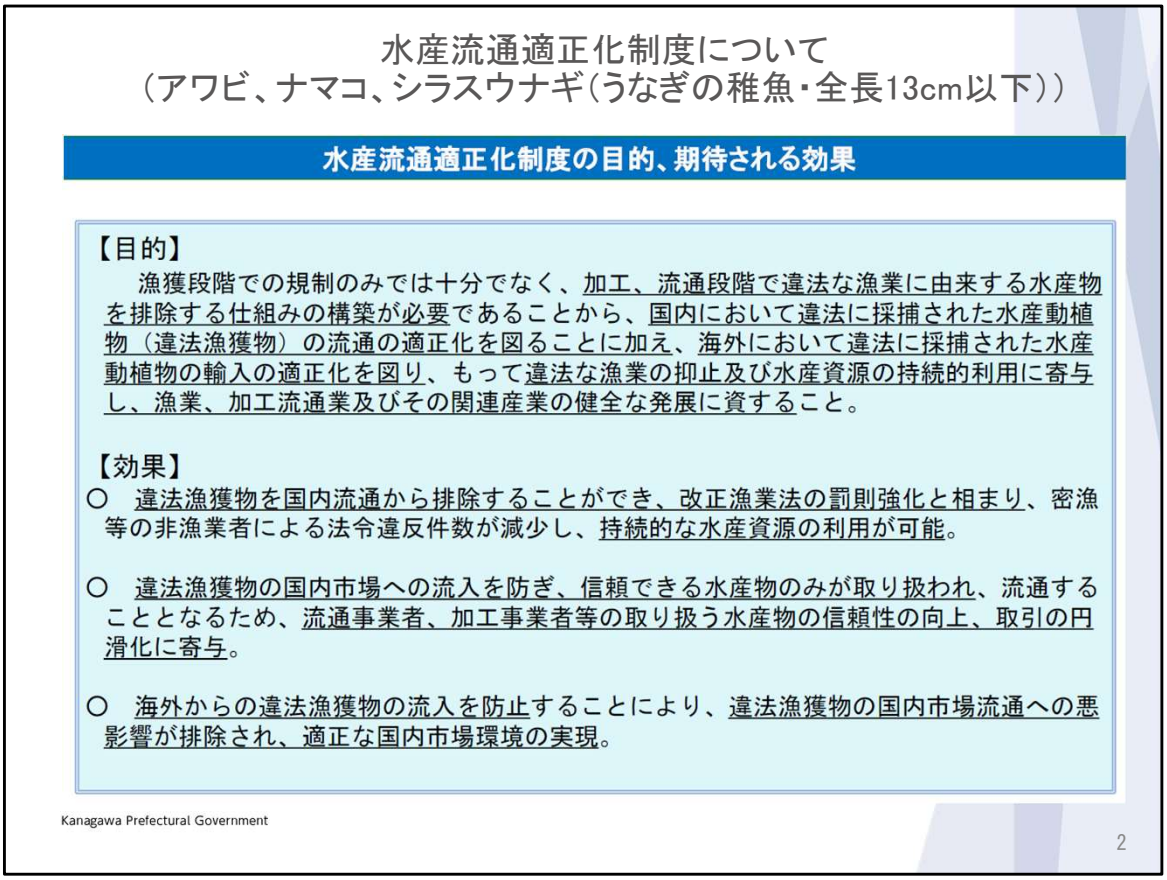
神奈川県環境農政局水産課
R8.7

Kanagawa Prefectural Government

➢ 水産流通適正化制度の概要について説明します。

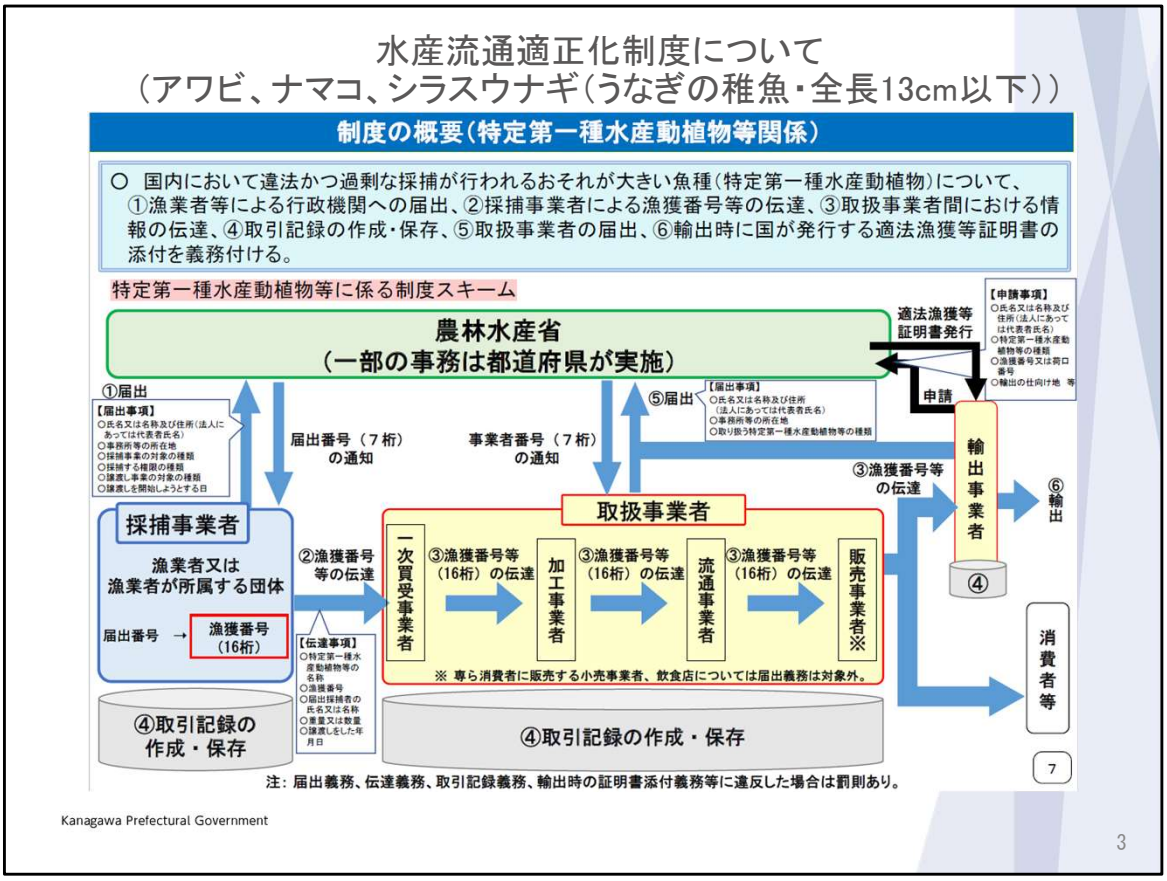
➢ これは、「特定水産動植物の国内流通に関する法律」、略して「水産流通適正化法」の規定に基づくものです。

➢ この法律は、従前はアワビとナマコを適用対象としてきましたが、令和７年12月からシラスウナギ（うなぎの稚魚・全長13cm以下）、令和８年４月からは太平洋クロマグロにも適用範囲が拡大されておりますので注意が必要です。



➢ この法律の目的は違法に採捕された漁獲物を流通過程から排除することを目的としています。

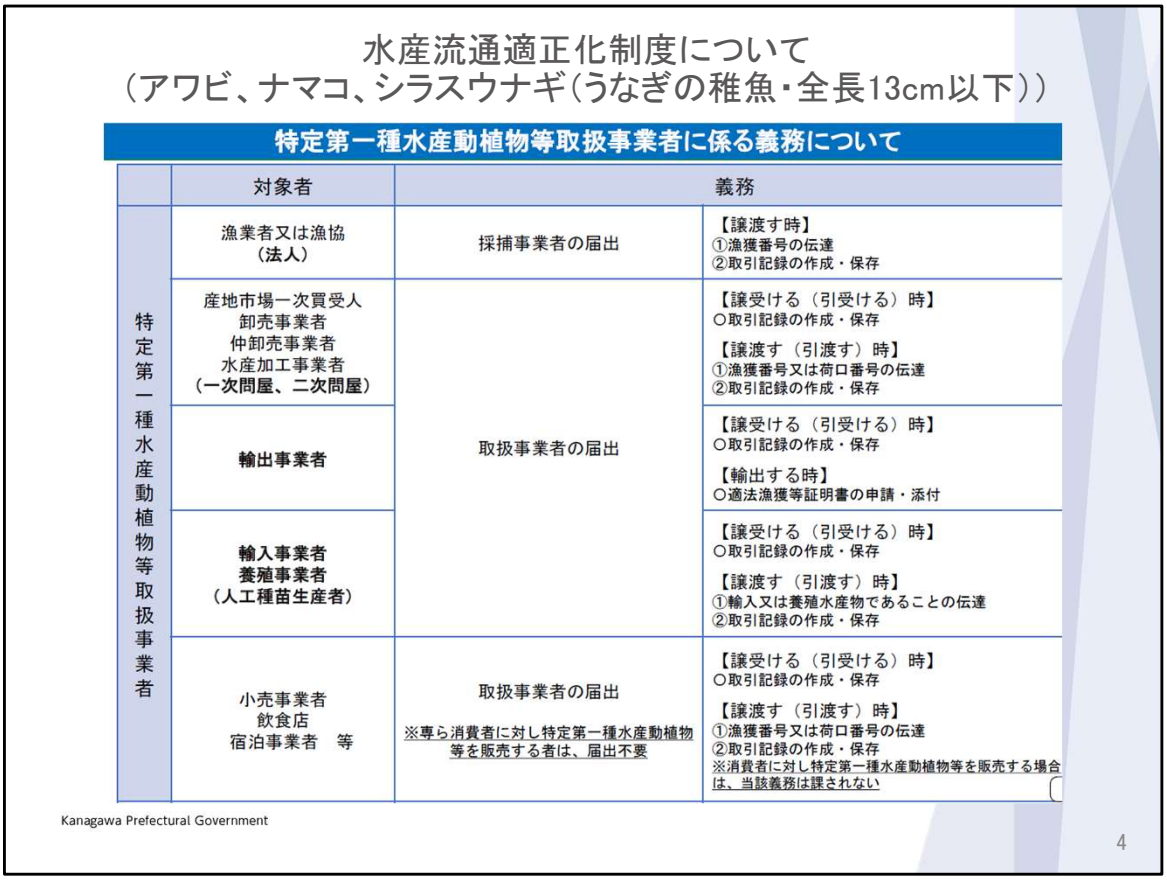
➢ そのため、これからご説明するように、漁業者等の採捕事業者や、流通事業者等の取扱事業者については、届出（届出番号等の取得）や、漁獲番号等の情報伝達、取引記録の作成・保存等の対応をしていただく必要があります。



➤ まずは、アワビ、ナマコ、シラスウナギ（うなぎの稚魚）について説明します。

➤ 水産流通適正制度の制度スキームは記載のとおりです。

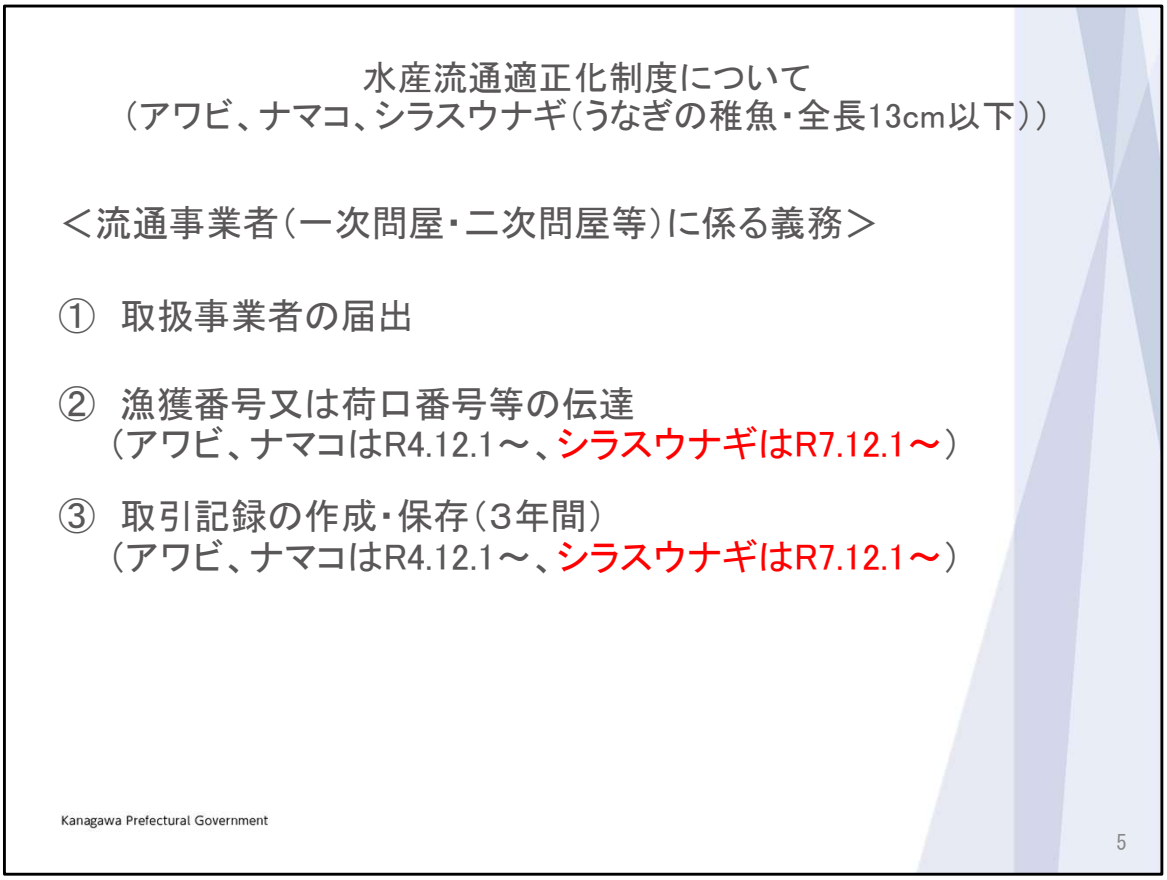
➤ 採捕事業者、取扱事業者ともに、農林水産省又は都道府県への届出（図の①・⑤）が必要であるとともに、各事業者間での情報伝達（図の②・③）、取引記録の作成・保存（図の④）をする必要があります。



➢　対象者と対応する義務は表に記載のとおりです。

➢　これまでのご説明のとおり、届出と情報伝達、及び取引記録の作成・保存が必要です。

➢　小売り事業者や飲食店等、消費者に対して販売するものは届出が不要ですが、消費者以外にも販売を行うことがある場合には、これらの事業者も取扱事業者としての届出が必要です。



➢ 以下、流通事業者に係る義務に重点を置いて説明します。

➢ 義務は3点にまとめられます。

➢ シラスウナギについては、冒頭にご説明したように令和7年12月に適用開始となりますので、ご注意ください。

水産流通適正化制度について
（アワビ、ナマコ、シラスウナギ（うなぎの稚魚・全長13cm以下））

＜流通事業者（一次問屋・二次問屋等）に係る義務＞

① 取扱事業者の届出

アワビ、ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者や、シラスウナギ（うなぎの稚魚）を販売、輸出する流通事業者は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）または書面どちらかの方法で、神奈川県に対して、届出を行う必要があります。
ただし、事務所等が複数の都道府県にある広域事業者は届出先は農林水産省となります。

Kanagawa Prefectural Government

6

➢ まず、①取扱事業者の届出です。

➢ 届出については、農林水産省のシステムか書面にて行います。

➢ 届け出先は、事業所等の所在によって、都道府県知事の場合と農林水産大臣の場合がありますので、どちらに届け出る必要があるかをご確認の上、届出を行ってください。

水産流通適正化制度について
（アワビ、ナマコ、シラスウナギ（うなぎの稚魚・全長13cm以下））

＜流通事業者（一次問屋・二次問屋等）に係る義務＞

② 漁獲番号又は荷口番号等の伝達

仕入先から伝達を受けた漁獲番号をそのまま販売先に伝達するか、複数の漁獲番号に代えて荷口番号（※）等を販売先に伝達する必要があります。

（※）荷口番号とは・・・水産物が流通過程で荷口の統合や小分けが起きることが多いことから、流通事業者等の負担に鑑み、複数の漁獲番号に代えて伝達可能な番号です。

Kanagawa Prefectural Government

7

➢ ②漁獲番号又は荷口番号等の伝達についてです。

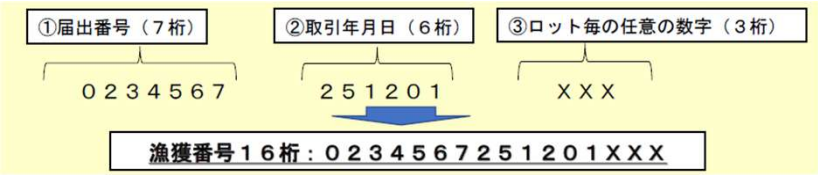
➢ 仕入れ先から伝達を受けた漁獲番号をそのまま販売先に伝達するか、取扱事業者にて新たに付番した荷口番号を取引先に伝達してください。

水産流通適正化制度について
（アワビ、ナマコ、シラスウナギ（うなぎの稚魚・全長13cm以下））

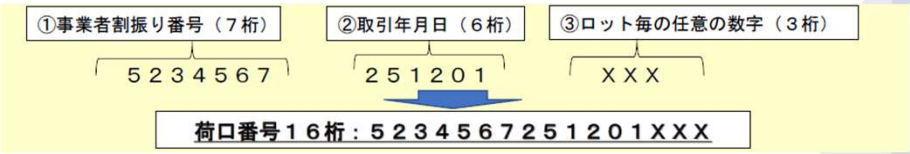
＜流通事業者（一次問屋・二次問屋等）に係る義務＞

② 漁獲番号又は荷口番号等の伝達

・漁獲番号の附番イメージ（漁業者等（採捕事業者）が附番）



・荷口番号の附番イメージ（流通事業者等（取扱事業者）が附番）



Kanagawa Prefectural Government

8

➤ 漁獲番号や荷口番号は事業者が届け出ることによって通知される7桁の届出番号（採捕者の場合）又は事業者割振り番号（取扱事業者の場合）に取引年月日（6桁）とロットごとの任意の数字（3桁）を合わせて作成します。

➤ 附番のイメージはスライドをご覧ください。

水産流通適正化制度について
（アワビ、ナマコ、シラスウナギ（うなぎの稚魚・全長13cm以下））

＜流通事業者（一次問屋・二次問屋等）に係る義務＞

③　取引記録の作成・保存（３年間）

アワビ、ナマコやその加工品を入荷（仕入）及び販売した場合や、シラスウナギ（うなぎの稚魚）を仕入及び販売した場合には、仕入先からは取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）を受領し、販売先へは取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）を発行してください。

受領及び発行した取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）は３年間保存してください。

Kanagawa Prefectural Government

9

➢ ③取引記録の作成・保存についてです。

➢ 取引記録を作成または受領し、３年間保存してください。

➢ 以上が、アワビ、ナマコ、シラスウナギ（うなぎの稚魚）に関する説明となります。

水産流通適正化制度について
（太平洋クロマグロ）

- 水産流通適正化法の対象として、漁業法に新設する特別管理特定水産資源等（太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上））を追加し、情報伝達等を義務付ける。
- 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則を設ける。
- 適法漁獲等証明書の発行件数が増加しても円滑な発行ができるよう、農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

＜具体的な措置＞

① 漁業法の特別管理特定水産資源等を「**特定第一種第二号水産動植物**」と定義し、以下の事項等を義務付ける。

- 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の**情報伝達**（※）
- **取引記録の作成・保存**
- **輸出時の適法漁獲等証明書の添付**

※ 情報伝達は、**タグやQRコードの活用**による方法も可能とする。

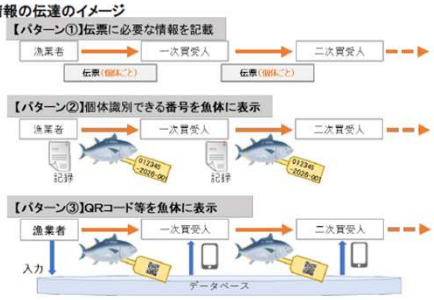
② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。

③ 農水大臣が指定する民間機関（指定交付機関）による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

＜改正法の施行期日＞

令和8年4月1日（特定第一種第二号水産動植物等の取扱事業者の事前届出等に係る規定については、令和7年10月1日）

○情報の伝達のイメージ



○適法漁獲等証明書の交付のイメージ



Kanagawa Prefectural Government

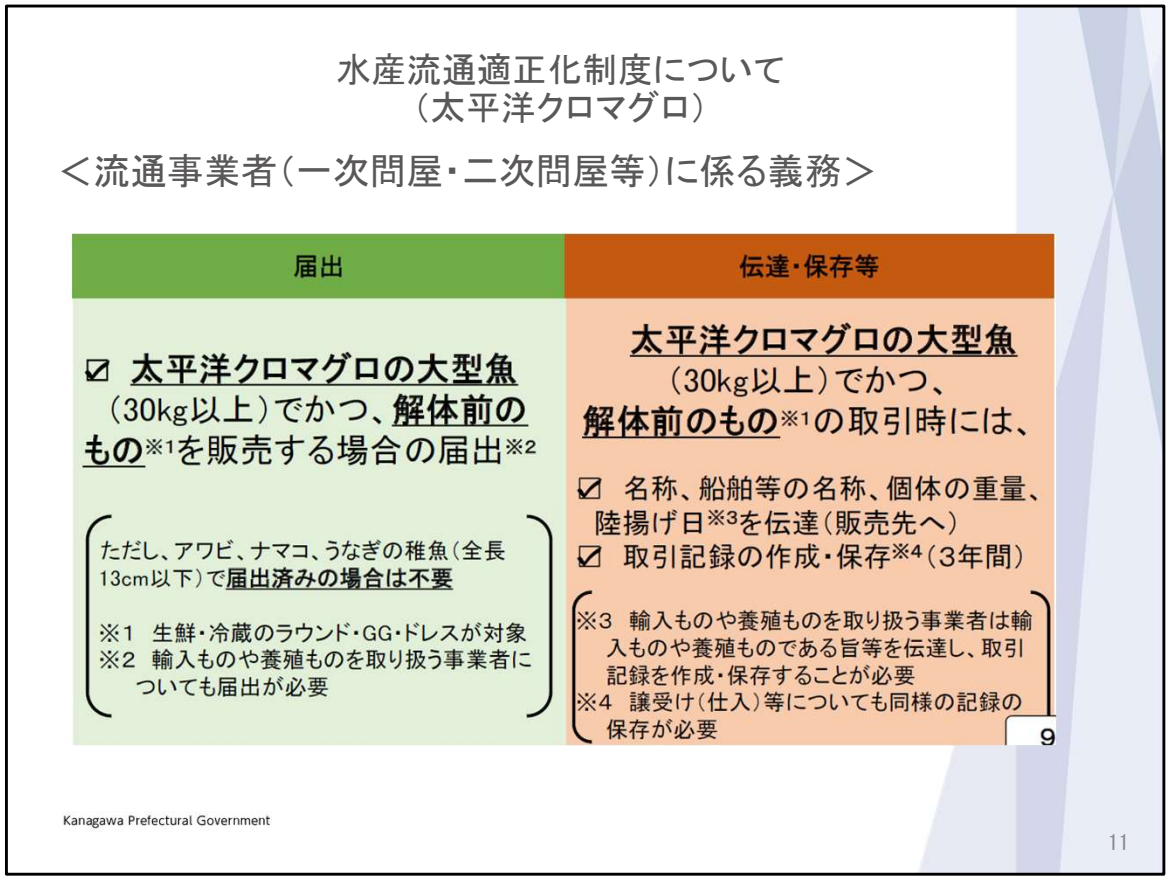
10

➢ 次に太平洋クロマグロについてです。

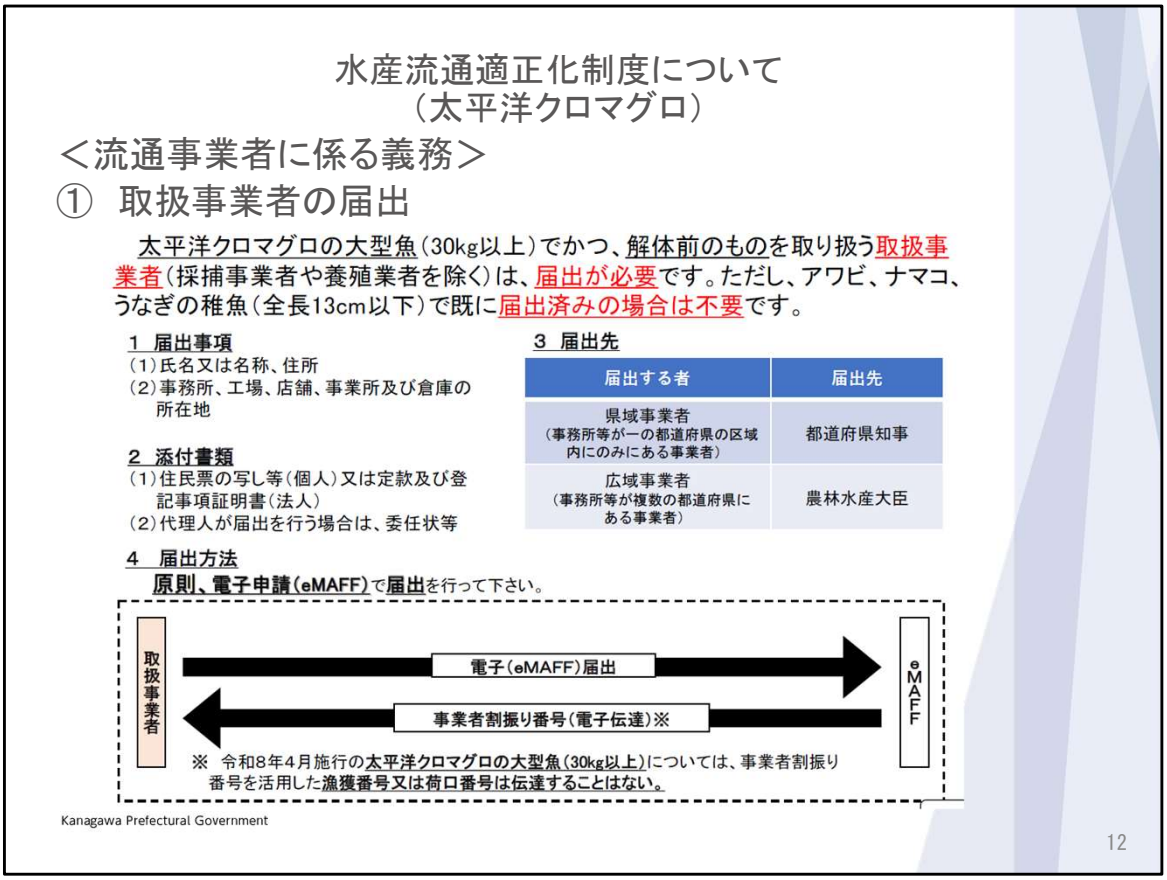
➢ 冒頭にご説明したように、太平洋クロマグロには令和８年４月から水産流通適正化法が適用されます。

➢ スライドの＜具体的な措置＞に記載のとおり、情報伝達や取引記録の作成・保存が必要となります。

➢ 以下で説明します。



➢ 流通事業者に絞ってご説明しますと、必要な対応は記載のとおり、①届出、②情報伝達、③取引記録の作成・保存です。



➢ ①届出については、スライドに記載のとおり、太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）でかつ解体前のものを取り扱う取扱事業者は都道府県知事又は農林水産大臣への届出が必要です。

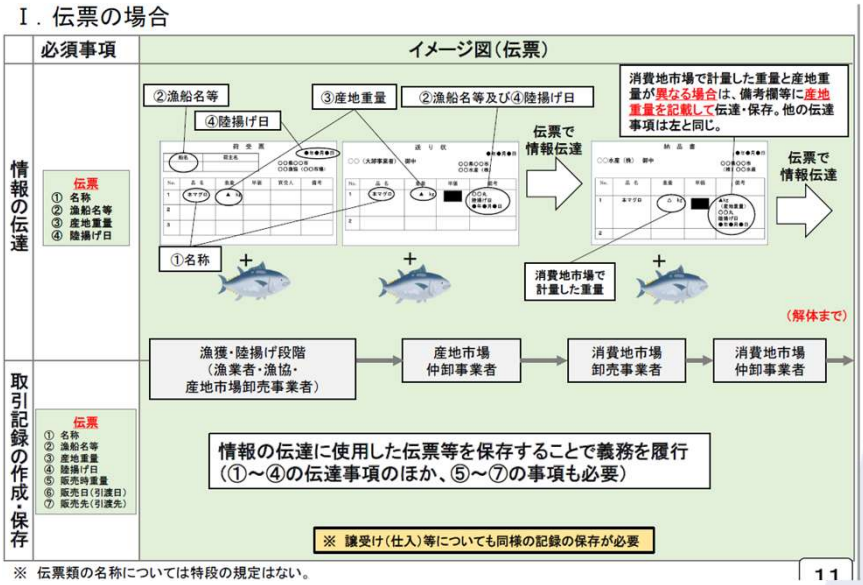
➢ ただし、アワビ、ナマコ、シラスウナギ（うなぎの稚魚）ですでに届出済みの場合は届出不要です。

水産流通適正化制度について
（太平洋クロマグロ）

＜流通事業者に係る義務＞

②　情報伝達、　③取引記録の作成・保存

Ⅰ．伝票の場合



※　伝票類の名称については特段の規定はない。

Kanagawa Prefectural Government

13

➤　②情報伝達、及び③取引記録の作成・保存についてです。

➤　方法としては、Ⅰ・伝票による伝達、Ⅱ・タグ等による伝達、Ⅲ・伝票とタグ等の併用による伝達があります。

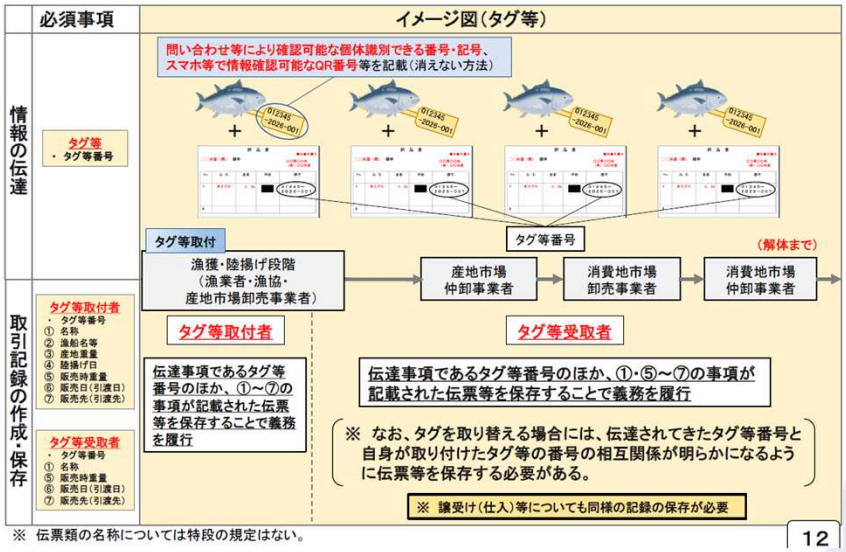
➤　本スライドは伝票による場合です。

水産流通適正化制度について
（太平洋クロマグロ）

＜流通事業者に係る義務＞

②　情報伝達、　③取引記録の作成・保存

Ⅱ．タグ等の場合



※ 伝票類の名称については特段の規定はない。

Kanagawa Prefectural Government

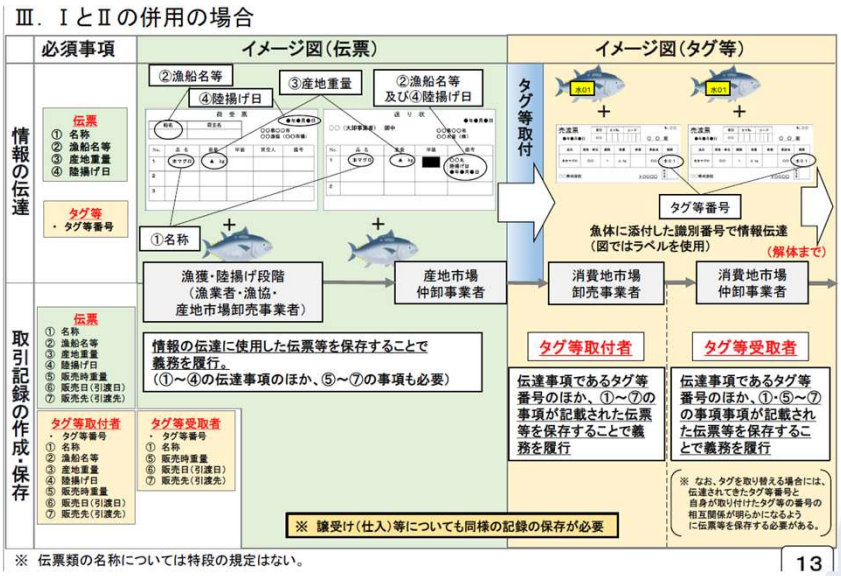
14

➤ 本スライドはタグ等による場合です。

水産流通適正化制度について
（太平洋クロマグロ）

＜流通事業者に係る義務＞

② 情報伝達、 ③取引記録の作成・保存

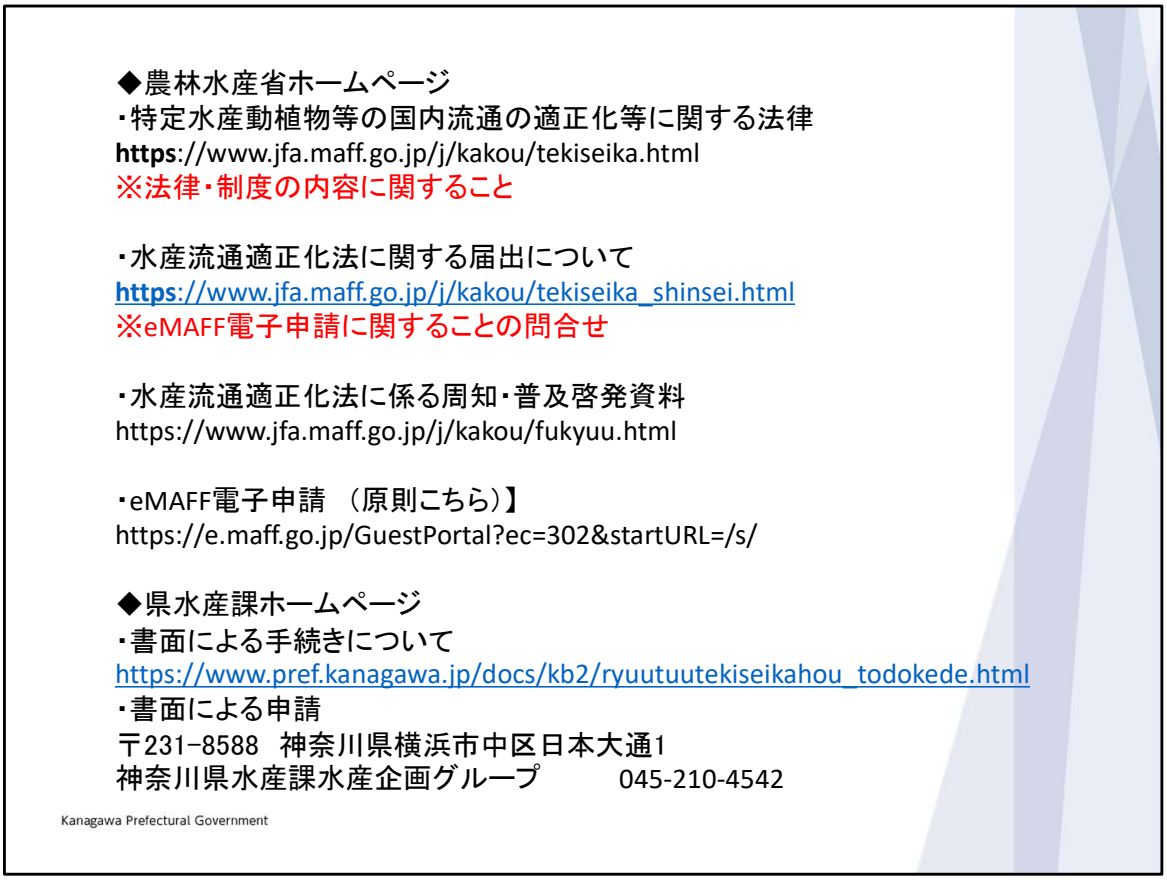


Kanagawa Prefectural Government

15

➤ 本スライドは伝票とタグ等の併用による場合です。

➤ 以上が、太平洋クロマグロに関する説明となります。



➢ これまでの関連する農林水産省及び県のホームページはスライドに記載のとおりです。

➢ 農水省のHPではより詳しい資料をご覧になれますので、併せて参考にしてください。

➢ 届出については、特定第一種水産動植物の採捕事業者及び取扱事業者（個人・法人・団体含む）は、原則eMAFF（電子申請システム）により、農林水産省へ届出を行ってください。なお、eMAFFについては、令和8年10月より新システム（eMAFF2.0）への移行を予定しております。

➢ 本県内にのみ住所を有する事業者に限り、eMAFFでの届出が困難である場合は、神奈川県水産課が代理で電子申請を行っています。

➢ eMAFFでの届出が困難な方は、県HPに掲載された所定の届出様式に必要事項をご記入いただき、県水産課宛ご提出ください。